

2 地方公務員法と千葉県個人情報保護条例と番号法の比較

・番号法では、行政機関個人情報保護法(千葉県個人情報保護条例)や地方公務員法など既存の法律で課されている類似の刑と比較して、上限が引き上げられている。

項番	地方公務員法			千葉県個人情報保護条例 ※1 (行政機関個人情報保護法もほぼ同内容)			番号法		
	行為	対象	罰則	行為	対象	罰則	行為	対象	罰則
1	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 <34条1項>	職員 (一般職)	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 <60条>	実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の受託業務に従事している者若しくはしていた者が、正当な理由がないのに、公文書であつて、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであるもの(これらの全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供	職員 (一般職+特別職) + 受託者	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 <57条>	個人番号利用事務等に從事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	職員 (一般職+特別職) + 派遣労働者 + 受託者 + 2以上の段階の受託者	4年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金又は併科 <第67条>
2				上記の者が、その業務に関して知り得た公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用	職員 (一般職+特別職) + 受託者	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 <58条>	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	職員 (一般職+特別職) + 派遣労働者 + 受託者 + 2以上の段階の受託者	3年以下の懲役 若しくは150万円以下の罰金又は併科 <第68条>
3				実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集	職員 (一般職+特別職)	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 <59条>	国や地方公共団体の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	職員 (一般職+特別職)	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 <第71条>

※1 地方自治体が独自に定めうる罰則の上限値=2年以下の懲役、100万円以下の罰金(地方自治法14条3項)